

募集!! 清涼飲料水等自動販売機設置者

☆☆☆ 清涼飲料水等自動販売機設置者を公募します ☆☆☆

1 公募対象物件

三木市の公共施設 清涼飲料水等自動販売機 6台（別紙一覧のとおり）

2 設置者の決定方法

地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を除く者（一般法人又は個人）とし、三木市が定める最低使用料以上で、最高の価格提示を行った者を設置者とします。

なお、災害救済ベンダーの設置については、その目的達成の是非についても判断し決定することとします。

3 設置期間

平成29年6月1日～平成34年5月31日（5年間）

4 応募申込期間

平成29年5月15日（月）～5月26日（金）

（土、日を除く午前9時～午後5時）

5 申込及び問い合わせ先

三木市役所 市民ふれあい部 市民協働課
0794-82-2000（内線2470、2471）

清涼飲料水等自動販売機設置者公募要綱

1 目的

清涼飲料水等自動販売機の設置者を募集し、競争原理を採用することにより健全な財政基盤となる収入を確保する。

また、災害等の有事を想定し、災害の停電時でも飲料水等を確保することができる災害対応型清涼飲料水自動販売機（災害救済ベンダー）を飲料備蓄倉庫のひとつとして位置付けて、避難所となる各公共施設管理者は、飲料水等自動販売機の更新あるいは新規設置の場合に積極的に導入するものとする。

2 物件

三木市の公共施設 清涼飲料水等自動販売機 6台（別紙一覧のとおり）

3 設置者

地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を除く者（一般法人又は個人）とする。

4 応募申込等

設置希望者は別の設置計画書を提出し、三木市が定める最低使用料以上で、最高の価格提示を行った者を設置者とします。

（特に災害救済ベンダーの設置は、災害時の備蓄、流通、バックアップ体制等によりその目的の達成度合い等総合的に判断します。）

5 自動販売機の設置条件等

（1）使用料等

① 設置者の施設使用形態

設置者は、三木市公有財産取扱規則第16条の規定に基づき、行政財産の許可を受けて使用すること。

② 使用料

三木市が定める最低使用料（18,600円/年）以上で価格提示のあった価格をもって使用料とする。

最低使用料は、消費税率の改定、その他の理由により市が必要と認めたときは許可期間内であっても改定するものとする。

③ 使用許可の期間

使用許可の期間は、許可の日から平成34年5月31日までとする。
ただし、期限満了後は、再募集する。

④ その他必要経費等

届出のあった自動販売機の電気料金については、設置者は別紙に定める定格消費電力に応じて算出した区分別電気料金を負担すること。

別紙に定める電気料金は、電気料金の改定、消費税率の改定、その他の理由により市が必要と認めたときは許可期間内であっても改定するものとする。

設置場所付近に電源用コンセントが無い場合は、施設管理者との協議により設置者負担にて電気工事を施工すること。(この時、当該設備は三木市へ帰属するものとする。)

⑤ 災害救済ベンダーの設置

災害救済ベンダーを設置する場合には、三木市と「災害時における飲料の提供協力に関する協定」を締結すること。

(協定締結の窓口：企画管理部危機管理課)

その主な内容は

- ・ 設置者は、販売機内の商品を無料提供する装置等を設けること。
- ・ 三木市災害対策本部が設置された場合など、三木市が要請したときは、設置者は、災害時の応援救助の一助として、販売機内の商品のみならず備蓄品も含めて無料提供すること。

(2) 使用上の制限

- ① 自動販売機の設置箇所・大きさ及び台数は、各施設管理者において決定する。
- ② 販売品目は、原則として飲料品（一部施設は例外あり）とし、ビン・缶・ペットボトル等密閉型のものとする。(酒類の販売はできない。)
- ③ 販売品に係る空き缶等廃棄物の処理も含めて、販売機周辺は常に清潔にすること。

(3) 維持管理の責任

- ① 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。
- ② 自動販売機横に1個以上の回収用ボックスを設置するとともに設置者の責任で適切に回収・処分すること。

- ③ 自動販売機を設置するにあたっては、地震等による転倒を防止する安全対策を図ること。

(別紙)

区分別電気料金表

定格消費電力	料 金 (円/年)
100W 未満	35,000
100W 以上 200W 未満	44,000
200W 以上 300W 未満	53,000
300W 以上 400W 未満	62,000
400W 以上 500W 未満	71,000
500W 以上 600W 未満	80,000
600W 以上 700W 未満	89,000
700W 以上 800W 未満	98,000
800W 以上 900W 未満	107,000
900W 以上 1000W 未満	116,000
1000W 以上 1100W 未満	125,000
1100W 以上 1200W 未満	134,000

※ 上記区分にない定格消費電力の機器を設置する場合は、別途定めるものとする。

(設置計画書)

設置場所			
施設名			
自動販売機の種別	従来型	災害救済ベンダー	
自動販売機の仕様	形式名		
	販売種類	種類	
	収容本数	本	
	外形寸法	高さ	×幅 ×奥行
	電源	V	
	定格消費電力	W	
	製品質量	kg	
	その他		
年間使用料金	円		
誓約内容	○電気料金は、三木市の定める区分電気料金表に基づく料金を負担します。 ○電源用コンセントを設置するための電気工事は、全て当方負担にて施工し、その設備は三木市へ帰属します。 ○災害救済ベンダー設置時には、三木市と「災害時における飲料の提供に関する協定」を締結します。この時、三木市災害対策本部が設置された場合など、三木市から要請を受けたときは、販売機内の商品のみならず備蓄品も含めて無料で提供します。 ○市より提出書類の指示があった場合は、遅滞無く提出します。		

提出者 事務所の所在

法人名

代表者

